

四 半 期 報 告 書

(第73期第2四半期)

いちよし証券株式会社

E03772

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

いちよし証券株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【役員の状況】	21
3 【業務の状況】	22
第4 【経理の状況】	25
1 【四半期連結財務諸表】	26
2 【その他】	35
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	36

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月13日
【四半期会計期間】	第73期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)
【会社名】	いちよし証券株式会社
【英訳名】	Ichiyoshi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役(兼)代表執行役社長 山 崎 泰 明
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
【電話番号】	東京(03)3555-6210(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・企画担当 杉 浦 雅 夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
【電話番号】	東京(03)3555-6210(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務・企画担当 杉 浦 雅 夫
【縦覧に供する場所】	大阪支店 (大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号) 岡山支店 (岡山市北区下石井二丁目1番3号) 神戸支店 (神戸市中央区江戸町95番地) 横浜支店 (横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2) 千葉支店 (千葉市中央区新町3番地13) 名古屋支店 (名古屋市中区栄三丁目1番26号) 越谷支店 (越谷市南越谷一丁目16番地8) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第72期 第2四半期 連結累計期間	第73期 第2四半期 連結累計期間	第72期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
営業収益 (百万円)	13,222	9,845	25,241
純営業収益 (百万円)	13,195	9,813	25,191
経常利益 (百万円)	5,096	1,689	8,977
四半期(当期)純利益 (百万円)	5,255	1,826	8,268
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,927	1,230	8,059
純資産額 (百万円)	31,009	32,686	32,263
総資産額 (百万円)	51,804	51,352	48,723
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	120.77	41.94	190.04
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	119.74	41.62	188.40
自己資本比率 (%)	59.7	63.3	66.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,312	6,012	6,453
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	873	748	871
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,376	△1,164	△3,322
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	16,036	19,246	13,239

回次	第72期 第2四半期 連結会計期間	第73期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	25.40	21.10

(注) 1. 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2. 上記の比率は以下の算式により算出しております。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{期末自己資本}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100(\%)$$

$$\text{*自己資本} = \text{純資産合計} - (\text{新株予約権} + \text{少数株主持分})$$

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

平成26年9月1日付にて、当社と西脇証券株式会社との株式交換を実施したことにより、同社を連結子会社にしております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成26年7月24日開催の取締役会決議に基づき、平成26年9月1日付で、簡易株式交換により西脇証券株式会社（以下、「西脇証券」という。）を完全子会社としております。

また、当社は、平成26年9月25日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月1日付で、当社を存続会社とする簡易吸収合併を実施する予定であります。これにより西脇証券は解散いたします。

なお、詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 追加情報 企業結合等関係」に記載のとおりであります。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間は、米国景気の回復が続く一方、欧州景気には減速感が見られ、日本も消費増税に伴う駆け込み需要の反動減からの回復が鈍く景気の回復にもたつきがみられる状況となりました。こうした環境下、米国では米連邦準備制度理事会（FRB）が、資産買い入れ終了後も相当な期間、事実上のゼロ金利を維持する方針を示したことから、地政学的リスクはあるものの、一段の株高がもたらされました。

日本の株式市場は、日銀による追加緩和期待の後退、さらに、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減のほか、地政学的リスクの台頭などから、4月14日には日経平均株価が年初来安値1万3,910円まで下落しました。その後、5月中旬まで株式市場は方向性の定まらない展開となりましたが、中国の景気指標の改善や米株式の上昇などを支えに次第に戻りを試す動きとなりました。8月8日には、イラク空爆の限定承認が伝わると、外国為替市場で、円買い・ドル売りが膨らみ、円相場が1ドル＝101円台に急伸し、株式市場でも売りが優勢となり、日経平均株価は1万4,778円の安値を付けました。9月に入ると、米国経済統計の堅調に加え、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用資産構成の見直しへの期待が高まりました。また、外国為替市場において1ドル＝109円台と、対ドルで約6年ぶりの円安が進んだことが好感され株式市場では輸出関連株を中心に上昇しました。日経平均株価は、9月25日に、昨年末12月30日に付けた高値1万6,291円を上回り、1万6,374円の年初来高値を記録し、当期末終値は1万6,173円となりました。

新興市場では、5月にかけて調整色が強まりましたが、調整一巡後は動きが一変し、上昇基調となりました。日経ジャスダック平均株価は9月22日に2,356円の年初来高値を付け、当期末は2,323円で終わりました。また、東証マザーズ指数は、5月19日に安値635を付け、その後反発し、931で当期末を迎えました。

当第2四半期連結累計期間における東証一日平均売買代金（旧大証上場銘柄を含む）は前年同期比24.6%減の2兆3,279億円、うちジャスダック市場一日平均売買代金は同17.2%減の1,022億円となりました。

このような環境下、当社の株式委託売買代金は9,787億円（前第2四半期連結累計期間比19.8%減）となりましたが、リテール部門及びホールセール部門ともに中期経営計画「チャレンジ3」の達成に向けて様々な取り組みを行って参りました。まず、預り資産の拡大を軸に据え、投資信託については特にお客様からの新しいご資金によるお買付けの推進に注力しております。加えて、全社的な展開として外交活動の強化を図り、役職員一丸となった動きをとっております。また、法人ビジネスとインベストメントバンキングビジネスの連携を図ることにより、幹事会社や引受シンジケート団への参入に尽力し、未公開企業1社の新規公開（IPO）及び既公開企業1社のファイナンス（PO）それぞれの主幹事会社を務めることができました。

投資信託は「LM・オーストラリア毎月分配型ファンド」、「ピクテ新興国インカム株式ファンド（毎月決算型）」、「HSBCニューリーダーズ・ソブリン・オープン（毎月決算型）」等を中心に毎月決算型ファンドの販売が好調に推移しました。

当社グループの純営業収益は98億13百万円（前第2四半期連結累計期間比25.6%減）となりました。一方、販売費・一般管理費は81億91百万円（同0.5%増）となり、差し引き営業利益は16億21百万円（同67.9%減）となりました。

また、当社における当第2四半期連結会計期間末の預り資産は、1兆7,778億円（前連結会計年度末比7.7%増）となりました。

内訳につきましては以下のとおりであります。

① 受入手数料

受入手数料の合計は89億82百万円（前第2四半期連結累計期間比27.0%減）となりました。

委託手数料：

株券の委託手数料合計は30億22百万円（前第2四半期連結累計期間比43.0%減）となりました。

このうち、中小型株式（東証2部、マザーズ、ジャスダック）の委託手数料は9億7百万円となり、株券委託手数料に占める中小型株式の割合は前第2四半期連結累計期間の21.4%から30.2%に上昇いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料：

発行市場では、主幹事1社を含む新規公開企業13社の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました。また、既公開企業に係る公募・売出しは主幹事1社を含む2社の幹事・引受シンジケート団に加入いたしました（前第2四半期連結累計期間は新規公開企業9社の幹事・引受シンジケート団への加入、及び既公開企業の公募・売出しは主幹事2社を含む6社の幹事・引受シンジケート団へ加入）。

この結果、株券及び債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は3億60百万円（前第2四半期連結累計期間比0.1%減）となりました。

なお、当第2四半期連結会計期間末における累計引受社数は918社（うち主幹事34社）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料：

投資信託に係る手数料が27億71百万円（前第2四半期連結累計期間比33.1%減）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は28億40百万円（同31.6%減）となりました。

その他の受入手数料：

その他の受入手数料は、当社における投資信託の当第2四半期連結会計期間末残高が8,171億円（前連結会計年度末比7.5%増）と増加したことにより信託報酬が23億20百万円（前第2四半期連結累計期間比7.8%増）となり、これにいちよしアセットマネジメントの投資顧問手数料、アンバンドリング手数料、保険取扱手数料、及び公開支援に伴う手数料等を加え、27億円（同11.9%増）となりました。

② トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、32百万円（前第2四半期連結累計期間比62.6%減）の利益となりました。

債券等・その他のトレーディング損益は、66百万円（同18.9%減）の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計では99百万円（同41.4%減）の利益となりました。

③ 金融収支

信用取引を中心とした金融収支は94百万円（前第2四半期連結累計期間比2.6%減）となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の純営業収益は98億13百万円（前第2四半期連結累計期間比25.6%減）となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、受入手数料の減少に伴い人件費は減少しましたが、不動産関係費や事務費等が増加したことにより、81億91百万円（前第2四半期連結累計期間比0.5%増）となりました。

販売費・一般管理費を差し引いた当第2四半期連結累計期間の営業利益は16億21百万円（前第2四半期連結累計期間比67.9%減）となりました。

⑤ 営業外損益

営業外収益は、投資事業組合運用益及び投資有価証券配当金等で合計82百万円、営業外費用は、投資事業組合運用損等で14百万円を計上いたしました。その結果、当第2四半期連結累計期間の営業外損益は67百万円（前第2四半期連結累計期間比29.8%増）の利益となりました。

これにより、当第2四半期連結累計期間の経常利益は16億89百万円（前第2四半期連結累計期間比66.9%減）となりました。

⑥ 特別損益

特別利益は、投資有価証券売却益及び負ののれん発生益で11億59百万円、特別損失は、金融商品取引責任準備金繰入れ等で37百万円を計上いたしました。その結果、当第2四半期連結累計期間の特別損益は11億21百万円（前第2四半期連結累計期間比8.8%増）の利益となりました。

これらにより、税金等調整前四半期純利益は28億10百万円となりました。これに法人税、住民税及び事業税8億19百万円、法人税等調整額1億59百万円等を差し引きした結果、四半期純利益は18億26百万円（前第2四半期連結累計期間比65.2%減）となりました。

（2）財政状態の分析

① 流動資産

前連結会計年度末に比べて36億8百万円（9.0%）増加し、436億68百万円となりました。これは信用取引資産が16億83百万円減少したこと、一方で、現金・預金が60億40百万円増加したこと等によるものです。

② 固定資産

前連結会計年度末に比べて9億78百万円（11.3%）減少し、76億84百万円となりました。これは、投資有価証券が売却等により10億33百万円減少したこと等によるものです。

以上の結果、資産合計は前連結会計年度末に比べて26億29百万円（5.4%）増加し、513億52百万円となりました。

③ 流動負債

前連結会計年度末に比べて24億51百万円（16.3%）増加し、174億84百万円となりました。これは未払法人税等が14億4百万円、信用取引負債が11億20百万円各々減少したこと、一方で、預り金が61億47百万円増加したこと等によるものです。

④ 固定負債

前連結会計年度末に比べて2億65百万円（20.7%）減少し、10億18百万円となりました。これは繰延税金負債が3億42百万円減少したこと、一方で、連結子会社の役員退職慰労引当金が1億2百万円増加したこと等によるものです。

⑤ 特別法上の準備金

前連結会計年度末に比べて21百万円（14.9%）増加し、1億63百万円となりました。

⑥ 純資産

前連結会計年度末に比べて4億22百万円（1.3%）増加し、326億86百万円となりました。これは、四半期純利益18億26百万円を計上する一方で、配当金11億75百万円の支払い、及び投資有価証券の売却等に伴うその他有価証券評価差額金の減少6億16百万円等によるものです。

この結果、自己資本比率は63.3%となりました。また、当社の自己資本規制比率は、585.3%となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益に加えて、預り金の増加等により、60億12百万円（前第2四半期連結累計期間比13億円の減少）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入等により、7億48百万円（同1億25百万円の減少）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により、△11億64百万円（同2億12百万円の増加）となりました。

以上により、当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末残高に比べ、56億1百万円増加し、これに株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額4億5百万円を加えて192億46百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

② 株式会社の支配に関する基本方針

＜ 当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策） ＞

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する基本方針）

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

また、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その行為の目的等が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大規模買付行為の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する

特別な取組み

(1) 新中期経営計画「チャレンジ3」による企業価値向上への取組み

当社は、「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」としての土台をより強固なものにする為に、平成26年3月末をターゲットとした中期経営計画「リカバリー・チャレンジ」に取り組んで参りました。

中期経営計画「リカバリー・チャレンジ」の計画期間満了に伴い、預り資産の拡大（目標額3兆円）を核に、計画期間を3年間（平成26年4月1日から平成29年3月末まで）とした新中期経営計画「チャレンジ3」を以下のとおり策定いたしました。

① 経営方針

経営理念 「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」

経営目標 「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」

行動指針 「感謝・誠実・勇気・迅速・継続」 「Long Term Good Relation」

② 新中期経営計画「チャレンジ3」の数値目標

目標の時期	平成29年3月末
預り資産	3兆円
主幹事会社数（累計）	50社
ROE（単体）	15%程度

③ 8つの基本戦略

イ. いちよしクレドの実践

経営理念＝「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」の実践

ロ. 営業基盤の拡大

預り資産の拡大；「富裕層顧客」と「地元密着」

ハ. 収支構造改善の継続

「投資信託の残高報酬によるコストカバー率アップ」と「株式委託手数料以外の収入でコストをカバー」

ニ. 既存ビジネス収益力の厚みの増加

中小型成長企業ビジネス；「IPO、PO引受業務」「機関投資家部門」「法人営業部門」

「いちよしアセットマネジメントの投信委託業務」

ホ. いちよしグループの総合力アップ

中小型成長企業ビジネス；いちよし証券、いちよし経済研究所、いちよしアセットマネジメントの三位一体による展開

ヘ. コンプライアンスの実践

「いちよしなら安心」と言われるまでにレベルアップ

ト. チャンネルの多様化

地方証券とのジョイントビジネスの展開

チ. 人材の育成

「10年単位の研修プログラム」「自己成長プログラム拡充と積極的な参加奨励」

(2) コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、経営理念を実現させるべく、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、平成15年6月より委員会設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役4名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員3名による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。また、当社は、平成17年11月に執行役社長の直属機関として内部監査部を、平成18年5月には内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会を設置し、内部統制の整備・充実に努めております。

これらに加え、平成21年2月より、業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、経営上の重要課題として捉えております。

業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、平成20年3月期より新たに純資産配当率（DOE）も勘案して配当額を決定しております。

具体的には、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、半期毎に算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当額を決定する方針でありましたが、平成27年3月期中間配当より、配当性向を50％程度に改め、配当性向及び純資産配当率を連結ベースに変更しております。そのため、連結配当性向（50％程度）と連結純資産配当率（4％程度）を半期毎に算出し、いずれか高いものを採用して配当額を決定する配当方針となります。また、連結純資産配当率については半期2％程度（年率4％程度）で算出することとしております。

さらに、当社は、従来より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組んでおります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

三 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 目的

当社は、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から大規模買付行為の目的、内容、将来にわたる経営戦略等について十分な情報が提供され、また、対象会社の経営陣が当該大規模買付行為を検討・評価した上、対象会社としての意見表明や情報提供等を行い、これらの情報を前提に十分な検討の時間を取った上で株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすことができるようにするべきものと考えております。このような必要十分な情報提供と熟慮期間の確保は、自由・公正な証券市場を形成する上で不可欠なものであると考えております。

そこで、当社は、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」を更新し（以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20％以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20％以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）といたしました。

(2) 大規模買付ルールの概要

当社の定める大規模買付ルールは、まず、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）から当社取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報が提供され、次に、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為の開始を認める、というものです。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。
- ② 大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上記意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えられる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付情報の主な項目は、以下のとおりです。

イ. 大規模買付者及びその特定株主グループの概要

ロ. 大規模買付行為の目的及び内容

ハ. 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏づけ

ニ. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画

ホ. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、取引先、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針

ヘ. 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らして大規模買付行為の適法性についての考え方

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が必要かつ十分になされたと判断した場合には、速やかにその旨及び評価期間が満了する日を開示します。

③ 当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度等に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、原則として、「対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合」には60日間、「その他の大規模買付行為の場合」には90日間、が当社取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会（その詳細については、下記（3）③「独立委員会の設置」をご参照下さい。）に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、下記（3）記載のとおり勧告を行うものとします。

(3) 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動に際しては、必ず独立委員会の勧告を得るものとし、その勧告を最大限尊重し、当社取締役会が対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、（注4）新株予約権の概要のとおりとします。なお、実際に新株予約権無償割当てを実施する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、及び取得条項等を設けることがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下のイ.ないしへ.の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

イ. 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ロ. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ハ. 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資源として流用する予定で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ニ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をかけさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っているとは判断される場合

ホ. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）

ヘ. その他、イ.ないしホ.に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

③ 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会を設置いたしました。独立委員会の委員は3名とし、その詳細は（注5）独立委員会委員略歴のとおりとします。

独立委員会は、当社取締役会等から受領した大規模買付情報や当社取締役会の意見などの検討等を行い、また、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善するために必要と認めた場合、直接又は間接に、大規模買付者と協議、交渉等を行います。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断を行い、当社取締役会に対して勧告を行います。独立委員会は、その判断をするにあたっては、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、執行役、執行役員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができます。なお、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、大規模買付者に対して対抗措置を講じるか否かの決定を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じることを決定した場合、対抗措置の具体的内容等について速やかに情報開示を行います。

(4) 株主・投資家に与える影響等

① 大規模買付ルール更新時の影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断したり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保することなどを可能にすることによって、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するためのものです。

従いまして、大規模買付ルールを更新することは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの更新時点では、新株予約権無償割当て等が行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

② 大規模買付ルールに定める対抗措置の発動時の影響等

対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者及びその特定株主グループ等を除きます。）が法的権利の毀損や経済的な損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ当社株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令及び金融商品取引所規則に従ってお知らせいたします。

なお、具体的な対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が事後的に大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、当該対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分尊重した上で当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たりの株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化を前提として売付等を行った株主又は投資家の皆様は株価の変動により、不測の損害を被る可能性があります。

(5) 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成27年6月開催予定の定時株主総会終結時までといたします。ただし、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本対応方針を廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で本対応方針は廃止されるものとします。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した企業価値向上への取組みやコーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであり、まさに会社支配に関する基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が

支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

① 上記取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

② 上記取組みが株主の共同の利益を損なうものでなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由により、本対応方針は、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

ロ．株主意思を重視するものであること

当社は、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認するため、平成26年6月21日開催の株主総会において本対応方針について株主の皆様にお諮りさせていただいております。また、本対応方針は、有効期限を約1年間としており、毎年株主の皆様にお諮りさせていただきます。

ハ．独立した社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針において大規模買付ルールを設定するにあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、大規模買付ルールの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会によって、当社取締役の行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ニ．合理的な客観的要件の設定

本対応方針に基づく大規模買付ルールは、上記三（３）「大規模買付行為が開始された場合の対応方針」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

ホ．第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ヘ．デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三（５）「本対応方針の有効期限」にて記載したとおり、本対応方針は、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の解任要件を加重していません。

(注1) 特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者も含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）

又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。以下、同じとします。）も加算して計算するものとします。）

又は、

(ii) 特定株主グループが、(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計をいいます。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する「株券等」をいいます。

(注4) 新株予約権の概要

(i) 新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(ii) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(iii) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(iv) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の1個の目的である株式の種類は、当社が現に発行している株式（普通株式）とし、新株予約権の1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(v) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の価額とします。

(vi) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記（ix）（ロ）に基づき、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

(vii) 新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ、ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する新株予約権も、下記（ix）のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(viii) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(ix) 当社による新株予約権の取得

（イ）当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

（ロ）当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(注5) 独立委員会委員略歴

当社の独立委員会の委員は、以下の3名といたします。

安齋 隆 (あんざい たかし)

(略歴)

昭和16年1月17日生

昭和38年 4月 日本銀行 入行

昭和60年 3月 同行新潟支店長

平成6年 5月 同行考査局長

平成6年 12月 同行理事

平成10年 11月 (株)日本長期信用銀行頭取

平成12年 8月 (株)イトーヨーカ堂顧問

平成13年 4月 (株)アイワイバンク銀行 (現 (株)セブン銀行)
代表取締役社長

平成22年 6月 同社代表取締役会長 (現任)

※ 安齋隆氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

池田 典義 (いけだ のりよし)

(略歴)

昭和15年8月14日生

昭和38年 4月 モービル石油(株) 入社

昭和46年 4月 (株)フジコンサルタント(現 (株)アイネット) 代表取締役社長

平成15年 6月 (株)テレビ神奈川社外取締役 (現任)

平成18年 6月 (株)アイネット代表取締役会長 (現任)

平成25年 6月 一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会名誉会長 (現任)

※ 池田典義氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

五木田 彬 (ごきた あきら)

(略歴)

昭和22年9月20日生

昭和53年 4月 検事任官 東京地方検察庁 (刑事部、公判部)

昭和54年 3月 水戸地方検察庁

昭和57年 3月 東京地方検察庁 (刑事部、特別捜査部)

昭和60年 3月 大阪地方検察庁 (特別捜査部)

昭和62年 3月 東京地方検察庁 (特別捜査部)

昭和63年 3月 検事退官

昭和63年 4月 弁護士登録

平成6年 5月 五木田・三浦法律事務所 (現任)

平成22年 6月 当社取締役 (現任)

※ 五木田彬氏は、社外取締役であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	168,159,000
計	168,159,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,431,386	44,431,386	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	44,431,386	44,431,386	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成26年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日（取締役会）	平成26年8月12日
新株予約権の数(個)	40（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,416（注2）
新株予約権の行使期間	平成28年8月29日～平成31年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,654 資本組入額 827
新株予約権の行使の条件	①権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ②新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。 ④その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社の執行役員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）
新株予約権の取得条項に関する事項	（注4）

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記III.に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

V. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

VIII. 新株予約権の取得条項

（注）4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月30日	—	44,431	—	14,577	—	3,705

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町1丁目7-2	5,298	11.92
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	3,430	7.72
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,368	3.07
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT-TREATY RATE (常任代理人 シティバンク 銀 行株式会社)	14 PORTE DE FRANCE, ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360 (東京都新宿区新宿6丁目27-30)	1,200	2.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,096	2.46
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	943	2.12
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内1丁目6-5	879	1.98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	656	1.47
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サ ックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	613	1.38
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5-1	533	1.20
計	—	16,019	36.05

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式667千株(1.50%)があります。

2 次の法人等から、平成26年9月22日付(報告義務発生日 平成26年9月15日)で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における当該法人等名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ウェリントン・マネジメント・ カンパニー・エルエルピー	280 コングレスストリート ボストン マ サチューセッツ州 02210 アメリカ合衆国	3,588	8.08

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 667,500	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,732,600	437,326	同上
単元未満株式	普通株式 31,286	—	同上
発行済株式総数	44,431,386	—	—
総株主の議決権	—	437,326	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式16株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀 二丁目14番1号	667,500	—	667,500	1.50
計	—	667,500	—	667,500	1.50

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

なお、平成21年2月1日より導入しております、執行役員の異動は以下のとおりであります。

①新任執行役員

役名	職名	氏名	新任年月日
執行役員	投資銀行本部付	杵 村 光 芳	平成26年7月1日

②役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
上席執行役員 投資ストラテジー担当 (兼) ラップ・投資分析担当	上席執行役員 投資ストラテジー担当	水ノ上 利幸	平成26年8月1日
執行役員 アドバイザーサポート本部長	執行役員 アドバイザーサポート本部長 (兼) ラップ・投資分析担当 (兼) ラップ・投資分析部長	小 山 徹	平成26年8月1日
上席執行役員 (兼) 業務管理本部長 (兼) 検査部長	上席執行役員 (兼) 業務管理本部長 (兼) 検査部長 (兼) 総務部長	矢 野 正樹	平成26年9月1日

3 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前第2四半期 累計期間 (平成25. 4 ～ 平成25. 9)	委託手数料	5,305	1	73	—	5,380
	引受け・売出し・特定投資 家向け売付け勧誘等の手数料	361	—	—	—	361
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手 数料	—	9	4,140	—	4,150
	その他の受入手数料	21	0	2,152	117	2,291
	計	5,688	11	6,366	117	12,183
当第2四半期 累計期間 (平成26. 4 ～ 平成26. 9)	委託手数料	3,009	—	58	—	3,068
	引受け・売出し・特定投資 家向け売付け勧誘等の手数料	360	—	—	—	360
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手 数料	—	68	2,767	—	2,835
	その他の受入手数料	17	0	2,324	137	2,479
	計	3,388	68	5,150	137	8,744

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前第2四半期累計期間 (平成25. 4～平成25. 9)			当第2四半期累計期間 (平成26. 4～平成26. 9)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	86	0	87	32	—	32
債券等トレーディング損益	73	△0	72	49	△0	49
その他のトレーディング損益	11	△1	9	16	1	17
合計	170	△1	169	98	0	99

(3) 自己資本規制比率

		前第2四半期会計期間末 (平成25年9月30日現在)	当第2四半期会計期間末 (平成26年9月30日現在)
基本的項目	(百万円) (A)	31,787	33,411
補完的項目	その他有価証券評価差 額金(評価益)等(百万円)	△1,004	△1,418
	金融商品取引責任準備金等 (百万円)	108	161
	一般貸倒引当金(百万円)	6	5
	計 (百万円) (B)	△889	△1,251
控除資産	(百万円) (C)	6,655	6,842
固定化されて いない自己資本	(A) + (B) - (C) (百万円) (D)	24,242	25,317
リスク相当額	市場リスク相当額 (百万円)	631	196
	取引先リスク相当額(百万円)	641	470
	基礎的リスク相当額(百万円)	3,308	3,659
	計 (百万円) (E)	4,581	4,325
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100 (%)	529.1	585.3

(注) 上記は金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。

当第2四半期累計期間の市場リスク相当額の月末平均額は301百万円、月末最大額は524百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は440百万円、月末最大額は509百万円であります。

(4) 有価証券の売買等業務

① 有価証券の売買の状況（先物取引を除く）

イ 株券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第2四半期 (平成25.4～平成25.9)	1,220,189	130,230	1,350,420
当第2四半期 (平成26.4～平成26.9)	978,727	166,834	1,145,562

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第2四半期 (平成25.4～平成25.9)	326	13,960	14,287
当第2四半期 (平成26.4～平成26.9)	—	33,720	33,720

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第2四半期 (平成25.4～平成25.9)	18,524	254	18,779
当第2四半期 (平成26.4～平成26.9)	53,140	360	53,500

ニ その他

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第2四半期 (平成25.4～平成25.9)	2	—	2
当第2四半期 (平成26.4～平成26.9)	1	—	1

② 証券先物取引等の状況

イ 株式に係る取引（先物取引）

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第2四半期 (平成25.4～平成25.9)	66	—	66
当第2四半期 (平成26.4～平成26.9)	—	—	—

ロ 株式に係る取引（オプション取引）

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第2四半期 (平成25.4～平成25.9)	4,493	—	4,493
当第2四半期 (平成26.4～平成26.9)	—	—	—

ハ 債券に係る取引

該当事項はありません。

- (5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

① 株券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘等の 総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前第2四半期 (平成25. 4 ～ 平成25. 9)	7, 357	6, 830	—	—	—	—	—
当第2四半期 (平成26. 4 ～ 平成26. 9)	3, 092	3, 404	—	—	2	—	—

② 債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘等の 総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前第2四半期 (平成25. 4 ～ 平成25. 9)	国債	—	—	—	127	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	1, 091	—	—
	合計	—	—	—	127	1, 091	—	—
当第2四半期 (平成26. 4 ～ 平成26. 9)	国債	—	—	—	45	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	特殊債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—
	外国債券	—	—	—	—	3, 962	—	—
	合計	—	—	—	45	3, 962	—	—

③ 受益証券

期別	種類		引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の総額 (百万円)	募集の 取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の 取扱高 (百万円)	特定投資家向け 売付け勧誘 等の取扱高 (百万円)
前第2四半期 (平成25. 4 ～ 平成25. 9)	株式 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	163, 568	—	197	—
	公社債 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	280, 812	—	—	—
	外国投信		—	—	—	4, 138	—	—	—
	合計		—	—	—	448, 519	—	197	—
当第2四半期 (平成26. 4 ～ 平成26. 9)	株式 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	122, 432	—	4, 927	—
	公社債 投信	単位型	—	—	—	—	—	—	—
		追加型	—	—	—	177, 279	—	—	—
	外国投信		—	—	—	2, 521	—	—	—
	合計		—	—	—	302, 234	—	4, 927	—

④ その他

コマーシャル・ペーパー、外国証書及びその他については、該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成26年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	13,849	19,890
預託金	4,569	5,078
トレーディング商品	999	367
商品有価証券等	999	367
デリバティブ取引	-	0
信用取引資産	14,847	13,164
信用取引貸付金	14,824	12,841
信用取引借証券担保金	23	322
立替金	3	3
募集等払込金	3,986	3,443
短期貸付金	9	14
未収収益	1,110	1,163
繰延税金資産	616	436
その他の流動資産	74	113
貸倒引当金	△7	△7
流動資産計	40,060	43,668
固定資産		
有形固定資産	4,129	4,182
建物	1,370	1,373
器具備品	760	767
土地	1,986	2,031
リース資産（純額）	12	10
無形固定資産	536	514
のれん	88	68
ソフトウェア	446	444
電話加入権	1	1
投資その他の資産	3,997	2,987
投資有価証券	2,973	1,939
長期貸付金	54	49
長期差入保証金	958	980
繰延税金資産	5	2
その他	16	24
貸倒引当金	△10	△9
固定資産計	8,662	7,684
資産合計	48,723	51,352

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成26年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	1	-
デリバティブ取引	1	-
約定見返勘定	26	20
信用取引負債	2,227	1,107
信用取引借入金	2,095	516
信用取引貸証券受入金	132	591
有価証券担保借入金	559	-
現先取引借入金	559	-
預り金	6,452	12,600
受入保証金	1,404	1,238
短期借入金	210	210
リース債務	4	3
未払法人税等	2,271	866
賞与引当金	677	545
その他の流動負債	1,197	891
流動負債計	15,033	17,484
固定負債		
長期借入金	380	361
リース債務	8	7
繰延税金負債	525	183
再評価に係る繰延税金負債	35	35
退職給付に係る負債	305	290
役員退職慰労引当金	-	102
その他の固定負債	28	39
固定負債計	1,283	1,018
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	142	163
特別法上の準備金計	142	163
負債合計	16,459	18,666
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,701	8,801
利益剰余金	10,507	11,182
自己株式	△721	△529
株主資本合計	33,064	34,032
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	935	318
土地再評価差額金	△1,854	△1,854
退職給付に係る調整累計額	12	29
その他の包括利益累計額合計	△907	△1,507
新株予約権	67	118
少数株主持分	39	43
純資産合計	32,263	32,686
負債・純資産合計	48,723	51,352

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業収益		
受入手数料	12,305	8,982
トレーディング損益	169	99
金融収益	123	127
その他の営業収益	623	637
営業収益計	13,222	9,845
金融費用	26	32
純営業収益	13,195	9,813
販売費・一般管理費		
取引関係費	776	813
人件費	※1 4,688	※1 4,439
不動産関係費	751	918
事務費	1,331	1,397
減価償却費	172	212
租税公課	107	90
貸倒引当金繰入れ	1	0
その他	322	319
販売費・一般管理費計	8,151	8,191
営業利益	5,044	1,621
営業外収益		
投資有価証券配当金	27	30
投資事業組合運用益	25	37
その他	7	14
営業外収益計	59	82
営業外費用		
投資事業組合運用損	7	14
その他	0	0
営業外費用計	7	14
経常利益	5,096	1,689
特別利益		
投資有価証券売却益	1,031	950
負ののれん発生益	-	208
金融商品取引責任準備金戻入	0	-
特別利益計	1,031	1,159
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入れ	-	19
固定資産除却損	0	9
減損損失	-	7
投資有価証券評価損	-	0
特別損失計	0	37
税金等調整前四半期純利益	6,127	2,810
法人税、住民税及び事業税	870	819
法人税等調整額	1	159
法人税等合計	872	979
少数株主損益調整前四半期純利益	5,255	1,831
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	△0	4
四半期純利益	5,255	1,826

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	5,255	1,831
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△327	△616
退職給付に係る調整額	-	16
その他の包括利益合計	△327	△600
四半期包括利益	4,927	1,230
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,927	1,226
少数株主に係る四半期包括利益	△0	4

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	6,127	2,810
減価償却費	172	212
のれん償却額	20	20
賞与引当金の増減額 (△は減少)	238	△131
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	16	-
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	-	△60
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1	△0
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	-	102
受取利息及び受取配当金	△34	△36
支払利息	8	6
負ののれん発生益	-	△208
減損損失	-	7
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1,031	△950
投資有価証券評価損益 (△は益)	-	0
固定資産除却損	0	9
金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	△0	19
顧客分別金信託の増減額 (△は増加)	△210	180
預り金及び受入保証金の増減額 (△は減少)	8,351	5,213
短期貸付金の増減額 (△は増加)	2	△4
トレーディング商品の増減額	△121	70
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	△7,459	725
募集等払込金の増減額 (△は増加)	1,646	565
その他	△65	△355
小計	7,664	8,195
利息及び配当金の受取額	34	36
利息の支払額	△8	△6
法人税等の支払額	△378	△2,212
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,312	6,012
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△500	-
定期預金の払戻による収入	300	-
有形固定資産の取得による支出	△54	△186
無形固定資産の取得による支出	△110	△100
投資有価証券の売却による収入	1,094	1,059
長期貸付けによる支出	△4	△4
長期貸付金の回収による収入	10	10
その他	137	△29
投資活動によるキャッシュ・フロー	873	748

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△19	△19
リース債務の返済による支出	△2	△2
ストックオプションの行使による収入	74	29
自己株式の売却による収入	-	0
自己株式の取得による支出	△473	△0
配当金の支払額	△956	△1,171
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,376	△1,164
現金及び現金同等物に係る換算差額	△10	5
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	6,798	5,601
現金及び現金同等物の期首残高	9,238	13,239
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	405
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 16,036	※1 19,246

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
連結の範囲の重要な変更 当第2四半期連結会計期間から、平成26年9月1日付の株式交換により当社の完全子会社となった西脇証券株式会社を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ、それぞれ変更しました。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加算しております。 この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が36百万円減少し、利益剰余金が23百万円増加しております。また、当第2四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当社は、平成26年9月25日開催の取締役会において、平成26年12月1日を効力発生日として、平成26年9月1日付で完全子会社とした西脇証券株式会社を吸収合併することを決議いたしました。

1. 合併の目的

兵庫県西脇市に本社を置く西脇証券株式会社(以下、「西脇証券」という。)と合併することにより、同地区で地元密着の事業展開を図るため。

2. 合併の概要

①合併の日程

合併契約承認取締役会	平成26年9月25日
合併契約締結日	平成26年9月25日
合併効力発生日	平成26年12月1日(予定)

なお、本合併は会社法第796条第3項に定める簡易合併並びに同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社及び西脇証券において合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

②合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、西脇証券は解散いたします。

③合併に係る割当ての内容

西脇証券は、当社の完全子会社であるため、合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

④合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

西脇証券は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(四半期連結損益計算書関係)

※1人件費に含まれている賞与引当金繰入及び退職給付費用は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
賞与引当金繰入	805百万円	545百万円
退職給付費用	166	166

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
現金・預金	16,646百万円	19,890百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△718	△752
MMF	108	108
現金及び現金同等物 残高	16,036	19,246

(株主資本等関係)

前第 2 四半期連結累計期間(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年 5 月14日 取締役会	普通株式	960	22.00	平成25年 3 月31日	平成25年 5 月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月29日 取締役会	普通株式	1,956	45.00	平成25年 9 月30日	平成25年11月25日	利益剰余金

当第 2 四半期連結累計期間(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年 5 月15日 取締役会	普通株式	1,175	27.00	平成26年 3 月31日	平成26年 5 月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月29日 取締役会	普通株式	919	21.00	平成26年 9 月30日	平成26年11月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(企業結合等関係)

1. 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 西脇証券株式会社（以下、「西脇証券」という。）

事業の内容 金融商品取引業

② 企業結合を行った主な理由

兵庫県西脇市に本社を置く西脇証券と、同地区での協働による事業展開を図るため。

③ 企業結合日

平成26年9月1日

④ 企業結合の法的形式

当社が西脇証券の完全親会社となり、西脇証券が当社の完全子会社となる株式交換となります。なお、当社は本件の株式交換を会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換により実施いたしました。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績期間

平成26年9月1日から平成26年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日に交付した普通株式	256百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	3百万円
取得原価		259百万円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

	当社の普通株式 (株式交換完全親会社)	西脇証券の普通株式 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.119

② 株式交換比率の算定方法

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、その公正性及び妥当性を担保するため、株式会社コーポレートディレクションを第三者評価機関として選定いたしました。第三者評価機関は、西脇証券が未上場であることから、修正時価純資産法及び収益還元法により評価を実施し、評価結果を総合的に勘案して、交換比率を算定いたしました。

当社は当該算定結果を参考に、西脇証券と慎重に協議を重ねた結果、上記の交換比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

③ 交付した株式数

198,963株

なお、交付する株式は保有する自己株式をもって充当し、新株の発行は行っておりません。

5. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 負ののれん発生益の金額

208百万円

② 発生原因

取得時の時価純資産額が取得原価を上回ったためであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	120円77銭	41円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	5,255	1,826
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,255	1,826
普通株式の期中平均株式数(千株)	43,515	43,562
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	119円74銭	41円62銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))	—	—
普通株式増加数(千株)	374	334
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2 【その他】

平成26年10月29日開催の取締役会において、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり金銭による剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 919百万円
- ② 1株当たり配当金 21円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成26年11月25日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 井 憲 一 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているいちよし証券株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

確 認 書

(第73期第2四半期)

いちよし証券株式会社

E03772

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成26年11月13日

【会社名】

いちよし証券株式会社

【英訳名】

Ichiyoshi Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】

取締役（兼）代表執行役社長 山 崎 泰 明

【最高財務責任者の役職氏名】

—

【本店の所在の場所】

東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

【縦覧に供する場所】

大阪支店

（大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号）

岡山支店

（岡山市北区下石井二丁目1番3号）

神戸支店

（神戸市中央区江戸町95番地）

横浜支店

（横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地2）

千葉支店

（千葉市中央区新町3番地13）

名古屋支店

（名古屋市中区栄三丁目1番26号）

越谷支店

（越谷市南越谷一丁目16番地8）

株式会社 東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役（兼）代表執行役社長山崎泰明は、当社の第73期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。